

第7日

平成28年6月22日（水）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、21日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に、11番大庭きみ子議員の質問を許可します。11番大庭きみ子議員。

（11番大庭きみ子君登壇）

○11番（大庭きみ子君） 皆様、おはようございます。11番大庭きみ子でございます。本日は足元の悪い中に議会傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。

朝倉の三連水車も6月17日より回り始め、いよいよ田植えの本番であります。しかし、昨日からの大雨で福岡県全域には大雨洪水警報が出されており、朝倉市にも避難準備情報の発令がなされております。最後まで災害もなく、無事田植えが終わりますことを心から願うばかりでございます。

そして、きょうは参議院選挙の公示日であります。各候補が公営掲示板にポスターを張り、それぞれの政党が選挙公約を上げての選挙戦は、来月7月10日までの長丁場であります。

さて、今回の参議院選挙では、去年の9月19日、参議院本会議において強行採決されました集団的自衛権の行使を認めた安全保障政策や、憲法改正の是非や、アベノミクスの評価が主な争点だと言われております。

アベノミクスによる経済効果といいますが、一体どれだけの人がアベノミクスの成果を実感されているのでしょうか。いずれも庶民のつつましい暮らしとはほど遠い、大企業が一握りの富裕層であります。

1年間所得が200万円以下という、いわゆる貧困社会が拡大して、今では6人に1人が貧困だと言われております。貧困社会は若者や女性のみならず、子どもから高齢者に至るまで貧困が拡大しています。

その背景には、雇用環境の悪化や規制緩和で非正規労働者が増加したことも上げられています。また、日本では所得再分配が正常に機能しておらず、消費税や社会保険料の引き上げで、低所得者に負担を強いることにより、さらに生活が苦しくなり、格差社会が拡大しています。この貧困問題は、まさに政治の責任であると思います。

いずれにしても、これからの日本の国のかたちが大きく変わるという大事な選挙であります。その選択は有権者に委ねられているわけでありまして。今回の選挙から、18歳からの選挙権が行使されます。新しい世代の政治参加にも期待しながら、この参議院選挙を注意深く見守っていきたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を始めます。執行部におかれましては、明快な回答、よろしくお願いいたします。

(11番大庭きみ子君降壇)

○議長(浅尾静二君) 11番大庭きみ子議員。

○11番(大庭きみ子君) それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、第1問に熊本地震を受けてということで、朝倉市の防災対策にどう生かしていくのかについて質問をしてみたいです。

皆様も御存じのとおりでございますが、4月14日の震度7を記録した熊本地震から早いもので2カ月が過ぎようとしています。

49名のとうとい犠牲となられました方々や、行方不明者が1名、関連死の方が20名とも言われており、その被害は甚大であります。亡くなりました方々の御冥福と一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

私も先日、復興支援に熊本市に行ってきましたが、ブルーシートのかかった家屋も多く、避難所や駐車場でテントや車中泊をされている方もまだ多くおられました。熊本県内では、現在でも6,200人以上の方が避難所生活を余儀なくされてあります。

被害総額は、公共土木施設被害では約1,902億5,000万円、農林水産関連被害は1,344億6,500万円と言われております。甚大な被害であります。

また、文部科学省の地震防災研究課長は、今回の熊本地震の明快なメッセージは、地震が起きた際のリスクを理解し、備えることだと強調されています。地震に関する情報発信を見直すとともに、建物の耐震化や家具の固定化などの重要性が改めて見直されています。

朝倉市においても、地域防災計画はできていると思いますが、今回の熊本地震を受けて、朝倉市の防災対策にどう生かしていくのか、お考えをお尋ねいたします。

○議長(浅尾静二君) 防災交通課長。

○防災交通課長(草場千里君) 熊本地震により新たな課題が出てきたというふうに感じております。

車中泊、それからエコノミー症候群、避難所の長期化など、こういった課題につきましては、現在の避難所の充実を進めていくということが一つの方法であるというふうに考えております。さまざまな方向からこのことを考えて、今後、検討、協議を続けていきたいというふうに考えております。

○議長(浅尾静二君) 11番大庭きみ子議員。

○11番(大庭きみ子君) まだ熊本地震から2カ月ということで、これからさらに検証が進められていくと思います。朝倉市は幸いなことに地震が少ないとも言われておりまして、まさかここで朝倉市では起こるはずがないというような、そういう神話的な気持ちもございしますが、やはり熊本、この近い熊本、大分でこのような大きな地震が起きているということは、やはりいつ何どきどんな地震が起きてくるかわからないという、予測も立たない

のではないかなと思っております。

また、南海トラフ地震の影響で30年以内に震度6以上の地震が起きる地域として、福岡は8%ではございますが、大分は55%、宮崎43%、大変近い、大分でさえこの数値が出ております。こういう中で、やはり備えをきちんとしておく。この朝倉市の防災計画できておりますが、この中にも地震対策というのをきちんとして取り入れていただきたいと思っております。

平成28年度は、今、地域防災計画ができたばかりだと思いますが、ぜひこの震災を見据えてまた新たな計画の見直し、またその検討はどういうふうに関今後されていきますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 今回、計画の見直しにつきましては、地震の前でございました。そこで、必要があれば、数年に1度というような見直しではなくて、その都度その都度、おおむね1年単位になろうかと思いますが、その都度見直しを図って災害に備えていきたいというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） ぜひとも、1年に1度とおっしゃっていただきましたが、しっかりとこの見直しもお願いしたいと思っております。

また、西日本新聞社で被災された16市町村へアンケートの取材があつておりましたが、地震発生時の備えで不足していた点に対する回答で、最も多かったのが、災害時に機能する地域防災計画の策定と物資の備蓄が上げられています。続いて、公共施設の耐震化、また自主防災組織の編成であります。次に、公共施設の耐震化などが上げられていました。

本当にこの熊本市でも平成16年度の予測では、震度6の地震が起こる確率は7.6%と、福岡市では8.1%なんですけど、大変低い確率でございます。その中でもこのような地震が起こったということで、朝倉市にとっても決して対岸の火事ではないと思っております。

現在の朝倉市の避難設備の状況、昨日も質問があつておりましたが、また、福祉避難所の状況についてお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 朝倉市の福祉避難所としては、5つの施設をしておるところでございます。その中で、4つの施設につきましては和室、空調、それから多目的トイレ、太陽光発電等を整備しておるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今5つの施設ということでございましたが、避難所、自主避難所もございまして、朝倉市にはたくさんの避難所指定がございまして、特に今大雨も降っておりますが、洪水災害に対しても、朝倉市は大変危険な地域ではないかなと思っております。そのあたりで、自主避難所の耐震化はどれくらい進んでいるのでしょうか。

この福祉避難所のちょっと機能について、もう少し詳しくお尋ねをいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 避難所としては、全体で36カ所指定をさせていただいているところです。

耐震化ができていない施設というのが2カ所でございます。残り34カ所は耐震化ができておるといところです。

避難所の設備の分でございますが、36カ所のうちで多目的トイレがあるところにつきましては21カ所、それから避難時の長期化した場合、例えば食事の提供とか、炊き出しができるような感じといたしましては、33カ所で屋内でそれができるといことでございます。

また、冷暖房につきましては、36カ所のうち14カ所の避難所で整備が進んでいるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今耐震構造が34カ所でまだ2カ所が耐震構造になっていないということでもございますし、またクーラーの設置ができていないという御報告もございましたが、今後、これはどのようにお考えになっていきますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 耐震化の2カ所の分ですが、一つの施設は民間の施設でございます。もう一カ所の分につきましては、その施設を今後の使い方といいますか、今後の方向性がまだ若干定まっていないというようなことで、そこが改修がちょっと進んでいないところがございます。

冷暖房の関係でございますが、先ほど言いました福祉避難所で、一般的に本日も開設しておるピーポート、フレアス甘木、朝倉地域学習センター、らくゆう館等につきましては、福祉避難所として冷暖房など完備しておりますが、どうしても学校の体育館ですね、体育館を避難所にしておる場合があります。ここの部分が小学校、中学校で合わせまして20施設、体育館のほうに冷暖房はついていないというようなことになっております。

本来は、どこでもそういうふうなことに進んだほうがいいとは思いますが、なかなかそれが進まないというのが実情でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 災害に強いまちづくりとして、ぜひ避難所の充実と福祉避難所の拡充というのをぜひとも考えていただきたいと思っております。

また、今回の地震で、特にテント避難や車中泊など想定外の状況も起こっております。先ほどの新聞社の避難所運営での課題についてアンケートの回答で最も多かったのは、車中泊やテント対応について、続いて健康・衛生管理について、また災害弱者への対応、プライバシーの確保、職員の初動体制、避難所の耐震化などが上げられております。

市民の中には乳児や妊婦さん、また難病を持ってある方、人工透析の方や目の不自由な

方、障害のある方など大変要配慮者の方が多くおられます。この方たちへの対応を含めて、また避難所運営についてどのように考えてありますでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 子どもさんとか高齢者、妊婦さんなどの要配慮者の避難につきましても、地域での避難の支援をしていただくというふうにも考えております。

また、避難所での対応でございますか、この子どもさんとか高齢者の方々につきましても、可能な範囲で授乳室とか小分けにした会議室をそういったことに使いたいと、使ってはどうかというふうに思っております。

また、障害の方などもおられると思いますので、例えばホワイトボードに紙に書いた分を張れば、見ていただけることもできるかなというふうにも考えております。何としましても避難をされた方の生活を考えていきたいなというふうには考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 本当に避難所の方々の生活を見てまいりましたが、体育館の中で長期避難をされているということで、ストレスもたまってありますし、本当プライバシーもないというような状況の中で、大変な生活を送られております。

そういう避難所運営の計画について、朝倉市としては具体的に持ってあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 避難所の運営の計画でございますが、今回の熊本地震でも車中泊、それからエコノミー症候群ということが報道されておりました。そこで、このようなことにならない、どうしてそういうふうになるのかということの一つの原因が、プライバシーの関係で周りの人に気を使いたくないとか、そういったことでもあるかと思っております。

一つの、熊本のほうでもされていた部分でございますが、これは今後の検討ということで、これが決定ということではございませんが、テントを利用もされておりました。また、体育館を間仕切りで区切るということもされておりましたので、こういったことにつきましても、今後、市としても十分研究していくべきかなというふうには考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） ぜひ、今後の検討課題として十分に検討していただきたいと思っております。

そういう中で、やはりまず自分たちで自分たちの地域を守る、自分の身を守るということも大変大事になってくる。被害の防止、軽減を図るためには必要なことだと思っております。そのために、自主防災組織というのが各地域、コミュニティの中にあると思っておりますが、今、災害が起こったときに、果たしてこの自主防災組織が機能するのでしょうか、そ

のあたりはどのように把握されていますか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 自主防災組織のほうにつきましては、日ごろから避難行動などの訓練をしていただくような形でお願いをしているところです。区によっては、自分たちで避難訓練などされておりますので、行き届いておるところもありますが、どうしてもやっぱり地域によって温度差がありますので、そこを自分たちの手で避難訓練などできるような形で持っていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、自主防災組織がそういうふうに動いていくようにするために、出前講座、またはどういう支援がいいのかというの、一緒に考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 確かに地域防災計画の中でも、この自主防災組織の育成・指導について、市の役割が書かれております。今現在も取り組まれていることではありますが、もう一度確認の意味でちょっと紹介したいと思います。

市は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。イ、市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために研修会などを開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。ウ、自主防災組織の円滑な活動を期するために、防災資機材の配備について考慮する。エ、市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導について必要な措置を講じると書かれております。

今、おっしゃったように、確かに指導、また自発的な活動を育成されていると思いますが、実際、地域によってかなりこれは温度差がございます。

本当に地域でしっかり自主防災組織が機能しているところもございますが、自主防災組織があることさえ意識されていない、認識していない地域もございます。

その中で、これはことしの2月にとられました地域防災計画の改訂版のパブリックコメントの中に出た市民からの意見でございますが、「災害に強いまちづくりを進めるには、地域住民の防災意識の高揚、自主防災体制の強化が重要と認識していますが、専門的な知識や経験不足から自主防災組織の体制づくりが進まずにいる状況です。市並びに関係機関等による計画的な指導・育成をお願いし、地域防災力を高めたいと考えています」という御意見が上がっています。

本当に実効性のある自主防災組織の育成をしていかなければならないと思いますが、このあたりでまだまだ私の目から見ますと、本当に自主防災組織が機能しているようには見えません。ぜひとも、このあたりの助言なり御指導を防災課のほうでしていただきたいと思っておりますが、そのあたりの取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） この取り組みといいましては、例えばですが、防災士の資格などに助成を出してはどうかというような形にもなるかと思いますが、こういったことについては、今のところ考えてはいないところです。

それよりも、地域の住民で、例えば看護師とか消防のOBの方とか、調理師の方とか、そういった地域には人材が豊富におられると思いますので、そういった方を活用していつてはどうかというふうにも考えているところです。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 防災士は次の質問で質問しようと思っておりましたが、先に答弁をされたんですが、では、今そういう御意見をおっしゃったんですが、じゃ、この避難所運営の責任者はどちらになるんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 避難所の運営につきましては、本日もそうでありますが、職員を2名ずつ配置をするというようなことで進めているというところでございます。

ただ、どうしても職員がずっとそこに詰めているということについては、限界が生じてきますので、できましたら自分たちの手で運営をしていくというようなことも、今後は考えていかなければいけないようなことであるというふうに思っております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） それでは、避難所運営の代表者はどなたになるんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 避難所の開設等につきましては、市のほうの災害警戒本部、対策本部で開設をしておりますので、運営の代表者となれば市というふうになります。その避難所避難所ごとの代表者ということですが、一応職員が2名行っておりますので、そちらのほうで対応が今現在のところはできているというふうに考えております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 今2名の職員が配置されているということですが、やはり長期に、例えば熊本みたいに大変大人数の方が長期にわたって避難をされるとかいう場合に、職員が2名でずっと各避難所に配置されるということは不可能ではないかなと思います。

私はこの自主防災組織の中できちんと代表になれる方をつくっておく、機能することのほうで、職員が本来の業務に当たられるのではないのでしょうか。そういう意味で、今、地域防災士の養成が各自治体で始まっております。これも全国で、今11万人ほど防災士の資格を持った方がありますが、これはNPO法人の民間の団体が育成をしている、2日間受講してテストを受けて資格を取るということでございます。

これは専門的な知識、そして演習もございまして、実際避難所に入って、まずどの部屋

に入れるか、どういう間切りをするか、どういう食料を配給するかとか、そういう基本的なところをきちんと専門的に勉強をされて、そういう形がきちんと初動対応されるということがすごく大事ではないかなと思っております。

職員の方ももちろん頑張っているのはよくわかりますが、2名の方で本当に避難所運営、責任まで持って、各地域性もございまして、そこにいろいろ要支援者、要配慮者たくさんいらっしゃるわけで、その方たちを把握するというのは大変、私は困難なことではないかなと思っております。

だから、本当に想定外の災害がいつ起こるかわからない。そういう中で、私は市民の方に少しでも協力いただいて、この防災士の資格を取っていただく。これは自治体によっては、もう一人でも多くの方がこの防災士の資格を取ってくださいというふうに推進している自治体もございまして。

特に、さっき申されました女性の防災士の必要性も言われております。このプライバシーのところでは、やはり多様な目で対応していくということは大変必要なことだと思っておりますので、職員だけに頼るのではなくて、地域力、住民を育てていく、確かに看護師さんとか、消防士OBの方もいらっしゃいますでしょうが、やはり意識づけが大事ではないかなと。日ごろからそういう方たちが地域防災組織の中に入って、専門的に指導して、避難訓練をしたり炊き出しの練習をしたりとか、いろいろ緊急時にはどういうふうに自分たちが動いたらいいのか、見守りとか、介護者、介護が必要な方たちの避難の支援とか、いろんな役割が出てくると思うんですね。

そのあたりは市の職員だけでは本当に不可能だと思います。また、民生委員さんとの連携、また、地域の社協、またそんないろいろな団体との連携も必要になってまいりますが、防災に強いまちづくりには、やはりそういう専門的な知識を持った方をきちんと何か地域の中に育成していくという必要性が今もう出てきているのではないかな、今全国に広がっております。

だから、朝倉市が絶対災害が起こらないということはないと思いますが、そのあたりもう一度お考えをお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 防災交通課長。

○防災交通課長（草場千里君） 職員が2名で、それができるのかというようなことですが、職員もずっとおるわけじゃないので、交代をします。きちんとそのときに引き継ぎをし、問題点等につきましては防災交通課の本部のほうに連絡があります。そういったときにつきましては、また対策を考えてから対応したいというふうに考えておるところでございます。

また、避難所のほうにつきましても、女性の避難者の方も多いため、そちらのほうに対応するようにしてはどうかということですが、避難所に行く職員につきましては、男性に限らず女性の職員も行っておりますので、そういうところで対応をしていき



たいというふうを考えておるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 今防災交通課長が申しました職員2名というのは、現状の例えばきょう避難所開設しております。それから、台風前に避難所開設したりすることがありますけれども、そのときの職員配置が2名というような体制をとっておるところでございます。

議員おっしゃいますのは、熊本地震のような大規模で、大きな体育館のところに避難所を設けるといふようなところだろうと思っておりますけれども、そういうときにはやはりさまざまな協力、支援、自主防の方にも、例えば看護師の方にも、たくさんの支援が必要だと思っております。

ただ、今のところ大規模災害が起こったときの避難所の管理そのものについては、市のほうで責任を持ってするといふような考え方で今進めておるところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） もちろん市が責任持って管理されるのは当然でございますが、やはりいかに市民の方を巻き込んで意識を高めていくか、防災に対する意識を高めながら自分たちでできるところは自助努力をしていく、また相互助け合っていく、互助、そういうネットワークをつくっていかなければ、本当に混乱してしまうのではないかと。

熊本地震もそうでしたけど、まず地元のネットワーク、そういう自主防災組織が一番機能したという話もございまして、その中できちんとリーダーシップをとれる方がいたり、それでもまだまだ不十分だったようなところがございましたが、そういう職員だけで全部担いますというのではなくって、地域の方も巻き込みながら自主防災組織づくりをしていく必要があるのではないかと考えております。

いろんなそういうふうには手伝いたいけど、なかなか機会がないとか、どうしていいかわからないという方もいらっしゃいますので、私は積極的に市のほうから何かそういう働きかけをしながら、自分たちの地域は自分たちで守っていきましようっていう意識啓発とか助け合っていこうという、そういう意識づくりが私は災害に強いまちづくりには必要ではないかなと思っております。

その一つとして、防災士の例を挙げたんですが、これは本当全国でかなり、助成金を出してくれといふとなかなか市としてはお金がないというふうになるんでしょうが、微々たる金額でも何か動機づけになるのではないかなとは思っておりますし、福岡県内でもかなり防災士を育成して、養成しているところはございます。またさらにふえていくのではないかなと思っておりますので、ぜひ地域を巻き込む、地域の何か防災力を高めていく、そういう住民参加の中での自主防災組織づくりについてきちんと、私は考えていただきたいなど。職員は支援も大事ですし、指導が大事なんですけど、それをどう育てていくかというのが大事ではないかなと思っております。

たくさん課題はございますが、あと私の後には3人ほどまだこの地震について質問をされる方がいますので、時間の都合で私の質問はこれで一応、地震のほうについては終わらせていただきます。

続きまして、介護保険事業について質問をしていきたいと思えます。

次は、介護保険制度はもう皆様もう御存じのとおりでございます。2000年（平成12年）にスタートして、ことしで17年目を迎えております。各市町村ごとに介護保険事業計画を立て、その計画をもとに保険料が今も算出されております。

つまり、各市町村の独自性や情勢が反映され、事業内容や保険料も朝倉市の独自性が生かされております。それだけにやりがいのある事業でもあると言えます。

この計画は、3年ごとに見直しが行われておりまして、現在は6期目となっております。平成27年から29年までですが、昨年に第6期事業内容や保険料が見直されたところであります。

今回6期目の介護保険制度の国が出している見直しの目的は、大きく3点上げられています。

その1点は、団塊の世代が75歳以上の高齢者になる2025年に向けて、高齢者世帯が急増することが予測されています。単身や夫婦のみの高齢者世帯が急増する中で、できる限り住みなれた地域で暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を推進することが重要となっております。

2点目に、介護費用の増加に伴って介護保険料の上昇が見込まれる中で、介護保険制度の持続可能性を高めるために、低所得者の保険料の軽減の拡大や給付の重点化、効率化が求められています。

3点目は、このため、税・社会保障一体化改革の中で必要な財源を確保しつつ、充実と重点化、効率化を行う制度改正が今検討されています。

まず、この1点目の高齢者が住みなれた地域で暮らせるような地域包括ケアシステムへの取り組みについて、朝倉市の状況をお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 地域包括ケアシステムというのは、以前から国のほうでは構築するよにということであつたものでございます。今回、議員おっしゃいますように2025年に団塊の世代が75歳を迎えますので、それに向けて地域でみんなで支え合う仕組みづくりというのを進めていくよにということ、強くうたつております。

で、その地域包括ケアの構築をするために、まず1つ、今回の制度改正で介護予防事業について、新しい介護予防・日常生活支援総合事業というものを平成29年度までにしないといけないということで、朝倉市の場合は27年度から開始をいたしております。これについては、今要支援1・2の方が、それとそれ以外の高齢者の方も含めて、これまでの専門職による通所介護とか訪問介護等のサービスだけでなく、NPO法人とかシルバー人材

センター、あるいはボランティア等の力もかりまして、高齢者を地域で支えていく仕組みづくりというのを進めていくようにいたしております。

その他、包括ケアシステムを構築していくために医療と介護の連携、あるいは認知症施策の推進もろもろございますが、それについても、逐次、朝倉市としても進めていく予定にしております。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 本当に地域包括ケアシステムというのは大きな事業で、奥の深い事業だと思っております。また、今年度は地域包括センターを3カ所に設置されておまして、本当に地域のニーズに沿った事業として取り組まれておる、その御努力にはもう感謝をいたしております。

今後、この介護保険事業の展望について、どのようにお考えでしょうか。また、課題がありましたら、この事業を続けていくに当たりましての目指す展望と課題についてお尋ねをいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 地域包括ケアシステムの構築をするための課題なり、将来のことということですが、先ほどから包括ケアシステムというのは、地域で介護が必要な方、高齢者の方を支え合う仕組みづくりをつくっていくということでございますので、行政だけで進めていけるものではございません。

地域も巻き込んでの地域の高齢者はもちろんですが、元気な高齢者も含めて、地域の住民の方あるいはボランティアの方、そういうものもひっくるめて地域で支えていく体制づくりということでございますので、なかなか、一、二年ですぐ成果が構築できるものではないと思いますが、先ほどから申しました新しい総合事業なり、医療と介護の連携の事業、あるいは認知症施策の推進等々をあわせて2025年に向けて、そういう体制が築くことができるように今進めていっているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） これから高齢者が、また団塊の世代が75歳になる2025年、本当にこれからもっともっと需要が出てくるんだろうなと思うんですが、きのう中島議員の質問の中にもありましたが、介護の需要増加を抑制する政策的努力が必要ではないかという提言があっておりました。

やはり充実すればするほど、かなりの経費がかかってまいっておりますし、健康で長生き、自分で自力で生活できる、生きがいのある生活づくりというのが、私は、健康寿命を延ばしながら大事ではないかなと思っております。大変もう認知症予防とか、たくさん課題がありまして、今一生懸命取り組んでいただいているのはわかっております。

しかし、これからさらに高齢者がふえる中で、莫大な経費がかかっていくんではないかなと、そのあたりも大変心配をしております。これは経費は全部受給者で折半をするとい

うか、負担をしていくわけでございます。40歳以上から亡くなるまでというか、高齢者になっても負担を強いられております。

だから、大変高齢者にとっては厳しい負担がかかっております。そのあたりのことも考えて、何でもメリットもありますし、デメリットもあります。日の当たるところ、その反面、日の当たらないところもございまして、本当に事業としてはすばらしい取り組みをされていると思いますが、さらなる抑制というか、経費を抑制するというか、健康で長生きをしてもらう。何か自分たちで支え合いながら、それも今お考えの中にございましたが、お互いに助け合いながら地域やボランティアを活用しながらとか、そういうことも今後の課題になってくるのではないかなと思っております。

それでもう一つ、2点目の中に低所得者の保険料の軽減の拡大というのが、これは国のほうも政策的に打ち出してございました。

今年度、6期は第1段階だけが軽減措置がございまして。でも、国の方針としては第2段階、第3段階まで軽減措置をするという方針が出ておりましたが、それが第1段階まで、今朝倉市は12段階、国は基準は9段階で、それは朝倉市としては12段階、細やかに段階を分けてなるべく負担がかからないようにされているんだと思います。

だから、その配慮はされておりますが、やはり第1段階、第2——5が基準でございまして、5以下の第1段階、第2段階とございまして、第3段階までは本当に国のほうも軽減措置をしなければならないという方針を出していたのに、現状はもう第1段階の軽減措置しかなくなっておりません。そのあたりで大変今、独居老人の方、低所得者の方々の負担が高くなってきておるといのが出てきております。

この国の当初の計画と大幅に変わっているというのは、どういう理由なのか、わかりましたら、お尋ねをいたします。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） まず、ちょっと軽減の話をする前に、介護給付費の負担割合がどうなのかということをおつしやいまして、説明させていただきたいと思っております。

介護給付費に係る負担100としますと、半分を公費、国費あるいは県費、市の持ち出しで半分を見てるといことですね。で、残り半分を65歳以上の第1号被保険者と申しますが、その方とあと40歳以上の第2号被保険者が負担しているものでございまして、40歳以上の方で支えていこうという制度でございまして。

先ほど軽減の件でございまして、議員おつしやいますように国のほうは9段階を示しております。で、朝倉市の場合は、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うために、12段階にいたしております。

生活に困窮されている方の保険料の軽減については、さっきおつしやいました朝倉市の場合、第1段階から第4段階の方まで軽減ができております。基準額を1.0というふうにしますと、一番軽減の分は基準額の0.5で、第2段階が基準額の0.68、第3段階が基準額

の0.75、そして第4段階が基準額の0.83というように基準額から軽減して設定しています。

さらに、特に第1段階については、国の制度改正で低所得者に公費を投入するというところで、0.5をさらに0.45に軽減しているところでございます。軽減の状況は以上でございます。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） そうですね、国のほうは第1段階に対して公費軽減対応として0.05%ですね、また上積みをされておりました、これは前年度より若干年間でいいますと、2,417円減額に1人となっております。これが第1段階ですね。

で、もともとの給付金自体にさっきおっしゃったように基準額掛け0.68とか0.75とか、第4段階まで減額は基本的な算出方法がございまして、されております。

しかし、これが本当に年収120万円以下、第1段階というのは年収80万円以下の方ですね。第2段階というのは大ざっぱに言いますと120万円以下とか、第3段階だと120万円を超える方とか、そういうふうにならざるに低所得者の方々の金額になっているんですが、本来だったら国はこの第3段階まで公費軽減の対応をするというような方針だったんですが、恐らくこれは消費税が10%になるの見込んで、このあたり社会保障に回すと言っていたんで、この消費税が上がらない、延期になったということで、この対応がまたさらに延びていくのかなというふうな気はいたしております。

この財源をどこから持ってくるかというのが本当大変厳しい状況だろうなと思っておりますし、私たち被保険者が全部で折半をして賄っているという、これは介護保険ですので、さっき国が公費で2分の1は出ておりますが、県がそのうちの4分の1出しているという制度で、市が4分の1であります、こういう本当にわかりにくい制度ではございますが、本当に何か今の、さっき冒頭でも申しましたが、今独居老人の方の低所得者、もう生活困窮者という大変失礼でございますが、本当に年金だけで生活されてある方々にとって、この介護保険料の値上がりというのは大変生活を圧迫しているところがございます。

年金が下げられ、また物価が上がり、その中でこういう介護保険料、国民健康保険税とか、生活保障費が上がってきておりますので、やっぱり、実質生活費が目減りしている。だから、もう本当に食費も抑えて、病院に行くのも抑えながら、日々生活をしていきますと。それでも生活保護に頼りたくない、介護保険を使わなくても元気で生活をしていきたいという、ぎりぎり頑張っていらっしゃる方々もおられます。

恵まれた方も、介護保険料で本当に恵まれた生活をされている方もございますし、そのあたりが格差があるなというふうを感じるわけでございますが、このあたりの軽減措置というのをいろいろ各市町村を調べてみましたら、ここの介護保険料の減免措置というのがあるんですね。

で、これは災害とか、急に失業したとか、天候の悪影響で農作物がとれなかったとか、いろんなそういう生活の変化があって、そういうときに減免ができるようになっているん

ですが、その中にもう一つ、生活保護の一般生活の基準額、生活保護になる、生活保護に基準額がありますよね、算定される。それと同等の人じゃないと減免措置はなっていないんですね、朝倉市の場合ですね。そこが大変厳しいなど。これは各市町村によっては、ここを基準額の1.1倍とかして、1.2倍とか拡充しているところもございますし、本当に困っている、生活が苦しい方々のために少し減免措置として、このあたりを基準額を算定するときに減免をすとか、そのあたりの方法があるんじゃないかなと思っております。

これは大変財政的な問題もかかってはくるんですが、本当にお年寄りの方が老後になって何でこんなに保険料は上がって苦しい生活をしなければならないんだらうという大変お困りの方もございます。

そのあたりについて、どういうふうにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（田中美由紀君） 介護保険制度におきましては、みんなで支え合うということで、生活保護受給者に対しましても保険料を負担していただくようになっております。

朝倉市が生活保護基準に相当する方については、生活保護を受けない場合について軽減を設けております。生活保護受給者よりも預金も1人当たり120万円の貯蓄があっても、それは認めておりますし、車に乗られたりする場合も、それは生活保護、所得に応じてということで、車に乗られた方も生活保護の所得であれば軽減をするというふうに、そういうところは緩和をしておるところでございます。

それから、医療費、直近の3カ月分を見まして、1年分試算してそれも引いておりますし、それから介護保険料はもちろん医療の保険料ですね、それも軽減して試算をしまして、要否判定をして、生活保護基準に当たる方について、生活保護を受給しないという方について、軽減をしているところでございます。

また、境界層措置ということがありまして、保険料を払ったりすることによって、生活保護になるような方、そういう方については境界層措置というのがありまして、福祉事務所で証明をもらっていただければ保険料を1段階軽減するというような、そういう措置も設けているところです。

市によっては、そこが保護基準の1.1倍とか1.2倍とか、そういうところをしているところもありますが、そういう軽減をいたしますと、公費の割合が国と県と市で定められておりますけれども、その負担が国から県とかも補助をもらえないわけですから、その分が朝倉市の保険者みんなで分かち合わないといけないということになりますので、朝倉市のほうについては、生活保護基準相当の方について軽減を設けるということで定めております。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 本当に悩ましいところですよ。言われていることもよくわかります。そういう制度があるということで、それにのっとってやらなくちゃいけないとい

うことなんでしょうが、本当に何かそういう実態というか、生活者の方、今貧困問題が言われておりますが、老人の貧困というのも6人に1人、これも紛れもない事実で、独居老人の方、特に年金生活者の方々大変厳しい中で、何かこのあたり朝倉市としてできないのかなというふうに思っているんですが、今12段階朝倉市は保険料が定められておりますが、これが15段階だったり、16段階だったり、各市町村によってそこはばらつきがございます。

その負担をみんなで分け合わないといけないということでございますので、そのあたりで収入に見合った負担ということになるんですしたら、やっぱりもう少し段階を広げて、幅広くもう少し徴収をしていくとか、本当に低所得者の方、もうぎりぎりのところですよ、もう生活保護をもらう、生活保護のちょっと基準に入ってしまうと、減免が受けられるけど、生活保護よりちょっと何万円か出てしまっている。それで、もうこの減免措置もいただけないし、年間五、六万円介護保険料を払わなくちゃいけないということで、生活が大変苦しくなったということもございますので、何かこのあたりの軽減措置というのを、やはりもう少し細やかに考えていただけないかなという、先ほど国のあれが出てこなくなるということで、これは市のそれは本当厳しいんだと、市も大変厳しいんだと思いますが、就学援助とかもやっておりますし、貧困世帯に対して、それなりの市の対応もやっているわけでありまして、老人の方にも、光の当たる部分と当たっていない部分の方々にも、目の行き届くようなそういう制度を考えていただきたいと思っております。即答はできないと思っておりますが、ぜひともこういう本当に生活に困窮してある方々が、大変あえいでいらっしやるというか、保険料が厳しいと多分多くいらっしやるんだと思っております。

6人に1人が貧困と言われておりますので、そういう状態をぜひとも考えていただきたいと思っておりますので、今後、また第7期事業とかもなつて、また算定料とかもまた考えていかないといけない時期が出てくると思いますが、ぜひ見直しというか、そのあたりを検討をお願いしたいと思っております。

ちょっと時間がなくなりましたので、最後になりますが、次の質問に移らせていただきます。

組体操に適正な指導計画をとということで通告をさせていただいております。

これは新聞でももう報道されておりますので、皆様も御存じなことだと思いますが、全国で学校での組体操事故が相次いでおります。

で、スポーツ庁はことしの3月25日に国として初めての指針をまとめて、安全性を確実に確認できない場合は、実施を見合わせるよう求める通知を全国の都道府県教育委員会に出しています。一律の規則やわざの制限は盛り込まずに、各学校の判断に委ねられる形になっております。

データによりますと、組体操事故は年間8,000件から起きており、過去46年間には組体操の事故で9人が死亡しており、92人に後遺障害が残っているということでもあります。

2014年の統計では、全国の小・中・高校で8,592件の事故が起これ、400件以上の骨折事故が起きています。

朝倉市の現状としましては、今までにこのような事故は起きていないのでしょうか。また、組体操に対しまして、指導計画はどのようにされていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） まず、本市におきましては、組体操で大きな事故等、けが等は発生しておりません。

それから、小中学校でいいますと、中学校では組体操は行っておりません。小学校ではほとんどが運動場、運動会の場で組体操を行っており、教育委員会としましては、先ほどもおっしゃられたように、組体操等の実施に当たりましては、各学校において児童生徒の体力等の状況を踏まえながら、組織的体制を構築しまして、段階的、計画的に取り組むよう指導をしております。

それからまた、本市では、朝倉市小学校教育研究会の中の体育科研究部というのがございまして、この中で組体操についての考察という資料をもういち早くまとめております。その資料の中では、組体操に取り組む意義は何なのかという基本的な考え方、それから指導者によって事前に確認すべき子どもの実態把握とわざの難易度、それから危険性の共通理解、それからけがを防ぐための段階的な指導の計画など、より安全に組体操が実施できるような具体的な内容を示したものをつくっております。

5月の定例校長会では、各小中学校の校長にこの資料を配布し、研修を行ったところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 濟いませぬ、ちょっとよく聞こえなかつたんですが、小学校は今組体操取り入れてあつて、中学校は取り入れていないとおっしゃつたんですかね、全然あつていませぬか。じゃあ、今まで小学校で事故とか、そういう件数というのはなかつたんでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 教育課参事補佐。

○教育課参事補佐（大坪和之君） 特に大きな事故等は報告は受けおりませぬ。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 大変幸いでございました。ほかの学校の例を見ますと、5段であつたり、8段であつたり、10段であつたり、ピラミッドがだんだんエスカレートして、大変大きな事故につながっているという事例も出ております。

それで、朝倉市の場合はどうかなというちょっと心配の声も出ておりましたので、幸い事故がないということで何よりですが、教育委員会としての安全対策に対する考え方ですね、今ちょっと指導計画についてお話がありました、どういうふうにご指導



されておりますでしょうか、そのあたりお尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育課参事補佐。

○教育課参事補佐（大坪和之君） 計画的な指導なんです、一番子どもたちにとって問題なのが、自分の体を手を支えるというところがやはり難しいところです。一番の例は逆立ちとか、体が大きくなって練習してもなかなかできないというところがあります。

ですから、学校によっては低学年のうちから、1、2年生とか、3、4年生のうちからそういう練習を積み重ねて、子どもたちも運動会で5、6年生になったら組体操をやりたいと、ああいう目標に向かってやっているところです。そういう段階的な指導を積み重ねています。

それから、安全性につきましては、先ほどの組体操の考察の中で、大人が補助になるんですが、その補助役の者が地面に両足をつけて、補助できる範囲というふうな実施基準を設けています。以上です。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） そうですね、やっぱり体力がそれだけに伴っていかなければ事故にもつながるだろうと思いますし、日ごろからのそういう基礎体力づくりというのが必要になってくるのではないかなと思っております。

そういう中で、今、春に運動会があったり、秋に運動会があったり、学校によってそれぞれのございますが、やはり体力的に積み上げていくとなると、新年度より2学期、3学期のほうが体力がきちんできて、集団生活もできるようになっていくのではないかなというふうに思っているんですが、このあたり、何か今春あっているところもあるところもございますし、何か見解がございましたら、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 教育部長。

○教育部長（秋穂修實君） 早口で言います。運動会の開催時期につきましては、小学校が14校中7校が5月、残りの7校は9月に実施しています。

中学校につきましては、6校全て9月に実施しております。

5月に行うメリットとデメリットは両方ございまして、5月に行うメリットは、入学後間もない1年生が学校生活を送るに当たって、運動会の練習をすることで集団としての行動様式や規律を守る大切さを身につけ、落ちついた生活を送ることができるよさがあります。

○議長（浅尾静二君） 11番大庭きみ子議員の質問を終わりました。

10分間休憩いたします。

午前11時零分休憩